

サーキュラーエコノミー実現に向けて

令和6年10月

経済産業省 GXグループ 資源循環経済課

サーキュラーエコノミー実現に向けて

ー 成長志向型の資源自律経済戦略

- ー 産官学の連携（サーキュラーパートナーズ（CPs））
- ー ルール整備
- ー プラスチック資源循環促進法

サーキュラーエコノミーへの転換の必要性：循環経済ビジョン2020

1999年循環経済ビジョン (1999.7 策定)

1 R (リサイクル) ⇒ 3 R (リデュース、リユース、リサイクル)

3 R

➤ グローバルな経済社会の変化

- (1) 資源制約リスク
- (2) 廃棄物問題
- (3) 環境問題
- (4) ESG投資
- (5) 国際的な動向

- 国際連合（国連環境計画）：資源効率性向上、**経済成長と資源制約のデカップリングが必要**
- G7、G20：資源効率性に関する対話が継続
- EU：CEパッケージ（2015）、CEアクションプラン（2020）など

循環経済ビジョン2020 (2020.5 策定)

- 環境活動としての3 R ⇒ **経済活動としての循環経済**への転換
- グローバルな市場に循環型の製品・ビジネスを展開していくことを目的に、**経営戦略・事業戦略としての企業の自主的な取組を促進**
(規制的手法は最小限に、**ソフトローを活用**)
- 中長期的にレジリエントな循環システムの再構築

CE

(参考) EUと日本の政策動向

EUは具体的な数値目標・効果試算を示しながら、7つの重点分野を特定し、規制（法令整備）と支援（多額の資金支援）の両輪で環境整備を検討・実施。

EU

サーキュラーエコノミーパッケージ (2015年)

- 1) 廃棄物法令の改正案（2030年目標を設定）**
 - 一般廃棄物の65%、包装廃棄物の75%を再使用又はリサイクル 等
- 2) 資金支援**
 - 研究開発・イノベーション促進プログラムから6.5億ユーロ
 - 廃棄物管理のための構造基金から55億ユーロ 等
- 3) 経済効果**
 - 欧州企業で6,000億ユーロ節約、58万人の雇用創出

サーキュラーエコノミーアクションプラン (2020年)

- 1) 持続可能な製品政策枠組み**
 - **エコデザイン指令の対象拡充**
⇒ 非エネルギー関連製品・サービスまで
 - 「**持続可能性原則**」の策定
 - **製品情報のデジタル化**／データベース構築
 - 早期陳腐化の防止／**修理を受ける権利**の担保 等

2) 重点分野

- ①電子機器・ICT機器、②バッテリー・車両、③包装、
④プラスチック、⑤繊維、⑥建設・ビル、⑦食品・水・栄養

2022年3月30日には、**エコデザイン規則案等を含む「第1弾パッケージ」**を、2022年11月30日には、**包装・包装廃棄物規則案等を含む「第2弾パッケージ」**を発表。

日本

循環経済ビジョン2020 (2020年)

- 1) 目指すべき方向性**
 - 環境活動としての3R ⇒ **経済活動としての循環経済** への転換
- 2) 動脈産業・静脈産業**
 - **循環性の高いビジネスモデル**への転換
 - 循環経済の実現に向けた**自主的取組**の促進
- 3) 投資家・消費者**
 - 短期的な収益に顕れない**企業価値の適正な評価**
 - 廃棄物等の排出の極小化など**消費行動・ライフスタイルの転換**
- 3) レジリエントな循環システム**
 - 国内リサイクル先の質的・量的確保
 - 国際資源循環・国際展開 等

成長志向型の資源自律経済戦略 (2023年)

- 1) 競争環境整備（規制・ルール）**
 - 4R(3R + Renewable)政策の深堀り、
リコマース(Re-commerce)市場の整備、海外との連携強化
- 2) 政策支援（CEツールキット）**
 - サーキュラーエコノミー投資支援、DX化支援、
標準化支援、スタートアップ・ベンチャー支援
- 3) 産官学連携（CEパートナーシップ）**
 - ビジョン・ロードマップ策定、協調領域の課題解決、
サーキュラーエコノミーのブランディング

成長志向型の資源自律経済の確立に向けた問題意識

資源制約・リスク (経済の自律性)

【資源枯渇、調達リスク増大】

1. 世界のマテリアル需要増大

→ 多くのマテリアルが将来は枯渇

※特に、金、銀、銅、鉛、錫などは、2050年までの累積需要が埋蔵量を2倍超

→ 再生プラスチックの利用促進による再生プラスチックの奪い合い

2. 供給が一部の国に集中しているマテリアルあり

→ 資源国の政策による供給途絶リスク

※ニッケル、マンガン、コバルト、クロムなど集中度が特に高いマテリアルあり

※中国によるレアアース輸出制限、インドネシア（最大生産国）によるニッケル輸出禁止

3. 日本は先進国の中でも自給率が低い

→ 調達リスク増大の懸念

環境制約・リスク

【廃棄物処理の困難性】

4. 廃棄物処理の困難性増大

① 廃棄物の越境制限をする国が増加、国際条約も厳格化の動き（バーゼル条約）

② 一方、日本国内では廃棄物の最終処分場に制約

【CN実現への対応の必要性】

5. CN実現には原材料産業によるCO2排出の削減が不可欠

※循環資源（再生材・再生可能資源(木材・木質資源を含むバイオ由来資源)等）活用により、物質によるが、2～9割のCO2排出削減効果

※長期利用やサービス化により更なる削減が可能

成長機会

【経済活動への影響】

6. 資源自律経済への対応が遅れると多大な経済損失の可能性

① マテリアル輸入の増大、価格高騰による国富流出、国内物価上昇のリスク増大

② CE性を担保しない製品は世界市場から排除される可能性

③ 静脈産業は大成長産業になる見込み

→ サーキュラーエコノミーの市場が今後大幅に拡大していく見込み

※日本国内では2020年50兆円から、2030年80兆円、2050年120兆円の市場規模を見込む

→ 対応が遅れば、成長機会を失うだけでなく、廃棄物処理の海外依存の可能性

成長志向型の資源自律経済の確立のトランスマッション

カーボンニュートラル、経済安全保障、グローバル・サプライチェーンにおける競争力強化を目指し、「サーキュラーエコノミー市場」の創出を成長戦略として位置付け、「成長志向型の資源自律経済」の確立を目指していく。

設計・製造・販売
(循環配慮型ものづくりへの革新)

課題：資源循環に配慮した製品が可視化・価値化されていない

- ・ 循環配慮設計(易解体設計、長寿命化)の推進（トップランナー基準、ラベリング制度）
- ・ 再生材の利用の拡大（努力義務→計画策定（目標等）・報告提出）

①産官学の連携
(サーキュラーパートナーズ)

②投資支援

③ルール整備

リサイクル
(高品質な再生資源の供給)

課題：廃棄物から資源に戻っていない

- ・ 廃棄物産業を資源供給産業に（選別・リサイクル技術の高度化に向けた技術開発・設備投資支援）
- ・ 情報流通プラットフォームの構築（事業者間で素材情報等を共有）

利用
(CEコマースによる効率的な製品利用)

課題：CEコマースビジネスに対する消費者の安全・安心面での懸念、適切な評価・支援体制の不足

- ・ 非所有市場（シェアリング、サブスクリプション、リース等）
- ・ 二次流通市場（リユース、リペア等）の活性化（業界の健全な発展のための制度化、サーキュラー・パートナーズでインセンティブについて議論）

1 産官学の連携（サーキュラーパートナーズ（CPs））

サーキュラーエコノミー(CE)への非連続なトランジションを実現するに当たっては、個社ごとの取組だけでは経済合理性を確保できないことから、関係主体の連携による協調領域の拡張が必須。

- 国、自治体、大学、企業・業界団体、関係機関・関係団体等が参画するパートナーシップの立ち上げ。9月末時点で、507者の参画。
- ビジョン・ロードマップ策定、地域循環モデルの構築の検討を皮切りに、その他の個別テーマ（標準化、マーケティング、プロモーション、国際連携、技術検討等）についても、順次検討。
- 現在検討が進んでいる国内外の先事例をユースケースに位置付け、共通データフォーマットやプラットフォーム間の相互連携インターフェイス等について検討し、2025年を目途にデータの流通を促すCE情報流通プラットフォームの構築を目指す。

2 投資支援

サーキュラーエコノミーの拡大で再生材の国内供給量の不足が見込まれていることから、研究開発から実証・実装までを面的に支援が必須。

- GX経済移行債により、今後10年間で官民合わせて2兆円超の投資の実現を目指し、自動車・バッテリー、電気電子製品、プラスチック等の長寿命化や再資源の容易性の確保に資する技術開発及び設備投資への支援。
- 令和6年度より3年間で300億円の支援を実施。長寿命化や再資源化の容易性の確保等に資する「循環配慮型ものづくり」のための技術開発、実証及び商用化等に係る設備投資等を支援。

3 ルール整備

現在の資源循環に係る政策体系は、3R(Reduce, Reuse, Recycle)を前提としており、特に静脈産業に焦点を当てた政策が中心であることから、「動静脈連携」を基本とするCE型に政策体系を刷新することが必須。

- 動静脈連携による資源循環を加速し、中長期的にレジリエントな資源循環市場の創出を目指して、「資源循環経済小委員会」を立ち上げ、3R関連法制の拡充・強化の検討を実施。

(参考) 岸田総理の長野出張【サーキュラーエコノミー関連】

令和6年7月19日(金)

株式会社SANUの現場視察

設計・建築の段階から廃棄物の削減を念頭におき、シェアリングエコノミーを通じて施設の稼働率を引き上げる取組により、資源の利用効率を最大化する先進的ビジネスモデルを視察。



岸田文雄 内閣総理大臣 (2024/7/19発言要約)

本日、循環経済、いわゆる「サーキュラーエコノミー」の先進的な取組として、「SANU」を視察した。設計・建築段階から廃棄物の削減を徹底し、シェアリングエコノミーを通じて施設の稼働率を引き上げ、資源の利用効率を最大化する事業モデルは、サーキュラーエコノミーの理念を体現するもの。同時に、地域の様々な資源を利用し、地域外からの滞在者を呼び込み、都市と地方の「人の循環」を促進するなど、地方経済にも貢献する優れたビジネスモデルで、地方活性化と循環経済の実現に大きく寄与する。循環経済については、地方創生と経済成長を同時に実現する、まさに「新しい資本主義」の取組であり、国家戦略としてさらに強力に推進していく。このため「循環経済実現に向けた関係閣僚会議」を新設して、経産・環境省のみならず、政府横断的に、「令和の時代の地産地消」の循環モデルの創出や、再生材の利用、使用済み太陽光パネルのリサイクルの促進などの取組を加速させていく。あわせて、「サーキュラーエコノミーに関する車座対話」や全国各地での「対話の場」を設け、各地域の実情に即した取組を活性化してまいりたい。特に、若い世代の方々の取組に注目して、循環経済の実現に向けた取組を政府一丸となって進めていく。

(参考) 第1回 循環経済に関する関係閣僚会議

令和6年7月30日(火)

循環経済の実現を国家戦略として着実に推し進めるべく、「循環型社会形成推進基本計画」における取組等に関連する取組を政府全体として、戦略的・統合的に行っていくために開催。



岸田文雄 内閣総理大臣（2024/7/30発言要約）

循環経済の実現は、環境面の課題をはじめ、地方創生や経済安全保障といった社会課題の解決と経済成長を両立させる、「新しい資本主義」を体現するものであり、国家戦略として取り組むべき政策課題です。「循環型社会形成推進基本計画」もふまえ、取組を進めてまいります。

まず、産業界や全国の自治体と連携して、地域の先進モデル事業への支援を通じた令和の地産地消モデルの推進、中核人材の育成、食品ロス削減などのプロジェクトを進めます。8月からは、車座を開始し、全国各地での対話の場を設け、若い世代を中心に、地域の意見を丁寧に聞きながら、循環経済に資する豊かな地域やくらしの実現を目指します。循環経済を支える制度面での対応も強化してまいります。自動車メーカー等の製造業と廃棄物・リサイクル業の事業者間の連携促進や、再生材の供給・利用拡大や循環配慮設計の推進を図ります。また、使用済太陽光のリサイクル促進のための制度面での対応も進めます。関係大臣が協力して、これらの取組を具体化した政策パッケージを年内にとりまとめるようお願いいたします。

(参考) サーキュラーエコノミーに関する車座対話

令和6年8月19日(月)

若い世代が中心に取り組む循環経済に関する最新のビジネスモデル、循環経済の取組の加速について、意見交換



岸田文雄 内閣総理大臣 (2024/8/19発言: 抜粋)

本日皆さんから伺った、革新的な技術による資源の高付加価値化や、シェアリングエコノミーの実践、地方発のサーキュラーエコノミーの拠点創出などは、『循環型 地方創生』のモデルケースとなり得ると確信しました。これらの先進的な取組に、人・社会・地域・環境に配慮した「エシカル消費」の視点や、経済性を両立させる事業モデルを組み合わせることで、世界に発信できるような、日本ならではの、持続可能な循環型社会の実現に向けた大きな一歩を踏み出せるのではないのでしょうか。

政府としても、この動きを加速させるべく、与党の先生方からの提言も受けて、先月、循環経済に関する関係閣僚会議を立ち上げ、年末までに具体的な「政策パッケージ」を取りまとめることとしました。また、本日の車座対話を皮切りに、今後、全国各地で、関係省庁において、「対話の場」を設け、地域の実情や課題、アイデアを丁寧に伺い、循環経済に資する豊かな地域やくらしの実現に向けた 議論を重ねていく予定です。

サーキュラーエコノミー実現に向けて

- ー 成長志向型の資源自律経済戦略

- ー 産官学の連携（サーキュラーパートナーズ（CPs））

- ー ルール整備

- ー プラスチック資源循環促進法

サーキュラーパートナーズ（CPs）会員（9月24日時点）

会員数：507者

企業

: 397社

（大企業：175社、中小企業：222社（うち、小規模企業：58社））

業界団体

: 30団体

自治体

: 20自治体

大学・研究機関

: 24機関

関係機関・関係団体

: 36機関



公式サイト



<https://www.cps.go.jp/>

サーキュラーパートナーズ（CPs）の概要について

- サーキュラーパートナーズの目的と主な検討事項は以下の通り。

サーキュラー パートナーズ の目的

- 各主体の個別の取組だけでは、経済合理性を確保できず、サーキュラーエコノミーの実現にも繋がらないことから、ライフサイクル全体での関係主体の連携による取組の拡張が必須。
- そのため、サーキュラーエコノミーに野心的・先駆的に取り組む、国、自治体、大学、企業・業界団体、関係機関・関係団体等の関係主体における有機的な連携を促進することにより、サーキュラーエコノミーの実現に必要な施策についての検討を実施。

ビジョン・ロードマップ 検討WG

今後の日本のサーキュラーエコノミーに関する方向性を定めるため、2030年、2050年を見据えた日本全体のサーキュラーエコノミーの実現に向けたビジョンや中長期ロードマップの策定を目指す。
また、各製品・各素材別のビジョンや中長期ロードマップの策定も目指す。

CE情報流通 プラットフォーム構築WG

循環に必要な製品・素材の情報や循環実態の可視化を進めるため、2025年を目途に、データの流通を促す「サーキュラーエコノミー情報流通プラットフォーム」を立ち上げることを目指す。

地域循環モデル 構築WG

自治体におけるサーキュラーエコノミーの取組を加速し、サーキュラーエコノミーの社会実装を推進するため、地域の経済圏の特徴に応じた「地域循環モデル（循環経済産業の立地や広域的な資源の循環ネットワークの構築等）」を目指す。

その他 （新規検討テーマ等）

動静脈連携、ビジネスモデル、標準化、価値化、技術、新産業・新ビジネス創出等についても順次検討を実施し、産官学連携によるサーキュラーエコノミーの実現を目指す。

CPsの開催状況（2023年度）

<2023年>

- ① サーキュラーパートナーズ立ち上げイベント・第1回総会（12月22日）

<2024年>

- ① 第1回CE情報流通プラットフォーム構築WG（2月14日）
- ② 第1回地域循環モデル構築WG（2月15日）
- ③ 第1回ビジョン・ロードマップ検討WG（2月20日）
- ④ 第2回CE情報流通プラットフォーム構築WG（3月21日）
- ⑤ 第1回ネットワーキングイベント（3月21日）
- ⑥ 第2回ビジョン・ロードマップ検討WG（3月22日）
- ⑦ 第2回総会（3月27日）
- ⑧ 第2回地域循環モデル構築WG（3月28日）

資源自律経済確立に向けた産官学連携加速化事業

産業技術環境局

資源循環経済課

令和5年度補正予算案額 **15億円**

事業の内容

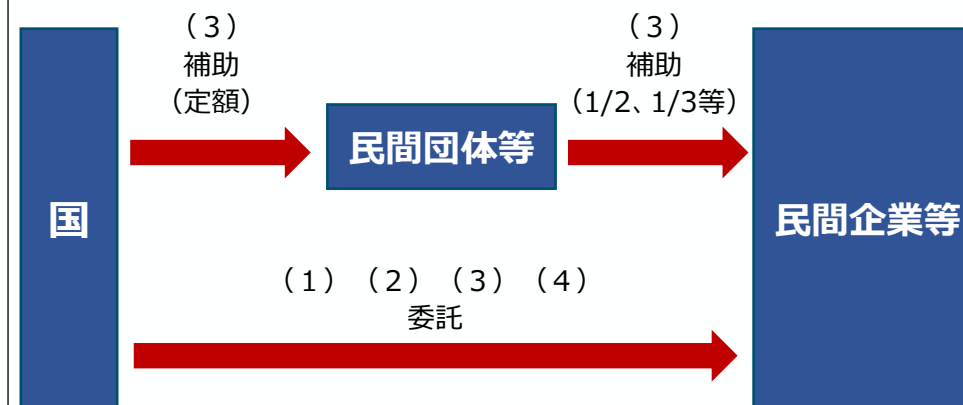
事業目的

経済産業省では、2023年3月に「成長志向型の資源自律経済戦略」を策定し、資源循環経済政策の再構築等を通じて物資や資源の供給途絶リスクをコントロールし、経済の自律化・強靱化と国際競争力の獲得を通じた持続的かつ着実な成長に繋げる総合的な政策パッケージを提示したところである。同戦略を踏まえ、産官学連携によるサーキュラーエコノミー実現を目的として、2023年9月に立ち上げた「サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ」を活用し、自律型資源循環システムを構築するために必要となる資源循環に係る調査及び実証等への支援を実施する。

事業概要

- (1) 「サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ」の活動計画の策定や個別テーマごとのワーキンググループの開催等について、事務的な補助等を行う事務局の運営を実施する。
- (2) 自律型資源循環システム構築のため、「サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ」で検討する個別テーマの設定や深掘りのための調査、参画する自治体、大学、企業・業界団体、関係機関・関係団体等のビジョン・ロードマップの策定等のための調査等を実施する。
- (3) 製品・素材ごとに高度な資源循環を実現するため、再生材品質の標準化、サーキュラーエコノミー情報流通プラットフォーム構築のために必要となる調査及び実証等を実施する。
- (4) 地域の特徴を最大限に活かした地域循環モデルを創出するための調査等を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

2030年度までに、「サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ」に参画する関係主体が、トップランナーとして日本のサーキュラーエコノミーを牽引し、サーキュラーエコノミー関連ビジネスの市場規模を80兆円以上に拡大することや温室効果ガス削減目標を達成することに貢献するとともに、世界のサーキュラーエコノミーのモデルとなるような自律型資源循環システムの構築を実現する。

産官学連携による自律型資源循環システム強靱化促進事業

国庫債務負担含め総額 **100億円** ※令和6年度予算案額 35億円（新規）

産業技術環境局
資源循環経済課

事業の内容

事業目的

GXの実現に向けて、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行のため、経済産業省では、2023年3月に「成長志向型の資源自律経済戦略」を策定し、経済の自律化・強靱化と国際競争力の獲得を通じた持続的かつ着実な成長に繋げる総合的な政策パッケージを提示したところである。同戦略を踏まえ、2023年9月に立ち上げた「サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ」※の枠組みを活用し、新たな資源循環市場の創出に向けた、脱炭素と経済成長を両立する取組を早期に実現することを目的に支援を実施する。

※サーキュラーエコノミーに野心的・先駆的に取り組む、国、自治体、大学、企業・業界団体、関係機関・関係団体等の関係主体を構成員とする連携組織

事業概要

「サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ」の枠組みを活用し、関係主体の有機的な連携を通じて、

- （1）自動車・バッテリー、電気電子製品、包装、プラスチック、繊維等について、動静脈連携による資源循環に係る技術開発及び実証に係る設備投資等を支援する。
- （2）自動車・バッテリー、電気電子製品、包装、プラスチック、繊維等について、長寿命化や再資源化の容易性の確保等に資する「循環配慮型ものづくり」のための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資等を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

2030年度までに、「サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ」に参画する関係主体が、トップランナーとして日本のサーキュラーエコノミーを牽引し、サーキュラーエコノミー関連ビジネスの市場規模を80兆円以上に拡大することや温室効果ガス削減目標を達成することに貢献するとともに、世界のサーキュラーエコノミーのモデルとなるような自律型資源循環システムの構築を実現する。

サーキュラーエコノミー実現に向けて

- 成長志向型の資源自律経済
- 産官学の連携（サーキュラーパートナーズ（CPs））
- ルール整備
- プラスチック資源循環促進法

EUの循環経済政策における再生材利用の加速

品目	主な内容
電気電子機器	循環型電子機器イニシアチブ【2020年3月11日発表】 - 耐久性の向上、アップグレード期間の長期化・修理・メンテナンス・<u>再利用・リサイクル可能にする</u>ことで製品の寿命を延ばす。 電気電子機器廃棄物（WEEE）指令【2003年発効、2012年改正】 - WEEEの<u>発生抑制</u>と<u>再利用・リサイクルを推進</u>。
自動車	自動車設計・廃車（ELV）管理における持続可能性要件に関する規則案【2023年7月13日発表】 <u>2030年頃までに新車生産に必要なプラスチックの25%以上（このうち廃車由来で25%以上）で再生プラスチックの使用を義務化</u>。
バッテリー	バッテリー規則【2023年8月17日施行】 <u>一定割合以上の再生原料の使用を義務化</u>。 2031年8月～：Co 16%, Li 6%, Ni 6% 2036年～：Co 26%, Li 12%, Ni 15% - カーボンフットプリントの上限値の遵守、バッテリーパスポートの導入。
容器包装・プラスチック	包装材と包装廃棄物に関する規則案【2022年11月30日発表】 <u>プラスチック製包装中の再生プラスチックの使用率を包装種別ごとに義務化</u>。 2040年までに、飲料ボトル 65%、食品接触型 50%、非食品容器 65%
繊維	持続可能な循環型繊維製品戦略【2022年3月30日発表】 2030年までにEU域内で販売される繊維製品を、耐久性があり、<u>リサイクル可能</u>で、<u>リサイクル済み繊維を大幅に使用</u>し、危険な物質を含まず、労働者の権利等の社会権や環境に配慮したものにする。
建設・建物	建築資材規則改正案【2022年3月30日発表】 製品のライフサイクルにおける環境関連情報の開示。製品設計、<u>リサイクル済み原料の優先的利用</u>、<u>リサイクル済み原料の最低限の利用</u>、製品データベースにおいて製品の再利用や修理のための説明等を義務付け。（※EU理事会（閣僚理事会）と欧州議会は、2023年12月13日に建設資材規則の改正案に関し、暫定的な政治合意に達したと発表。）

ブランドオーナーによる再生材利用に関するコミットメント

電気電子機器

Apple	- 再生材・再生可能材料のみを利用した製品製造を目指す 2021年時点で8つの製品が20%以上の再生材利用を達成、製品の9割を占める14品目の再生利用を推進（2021年時点で18%の再生材利用）
Microsoft	2030年までに「廃棄物ゼロ」、2030年にはデバイス自体を100%リサイクル可能を目指す 2021年に発売した「Microsoft Ocean Plastic マウス」はマウス外装に再生海洋プラスチックを採用、重量比で20%配合。梱包材には100%再生利用可能な素材を使用。

自動車

ルノー・グループ	車両の70%以上にプラスチック廃材などを材料としたリサイクル素材を使用し、95%をリサイクル可能とした、循環型経済に貢献する新モデルを発表
BMW	2025年から販売予定の新モデル「ノイエ・クラッセ」の内外装に、漁具からのリサイクル材を約3割使ったプラスチックを活用すると発表

テキスタイル

パタゴニア	2025年までにリサイクルした原料、再生可能な原料のみを使用
アディダス	2024年までに可能な限りリサイクルポリエステルを使用
インディテックス (ZARA他)	2025年までに綿・リネン・PETはオーガニック・サステイナブル・リサイクル済みに100%切り替え
H&M	2030年までにリサイクルまたはその他のよりサステイナブルな素材のみを使用

容器包装

コカ・コーラ	北米で販売する自社ブランドDASANIについて、100%再生PETを使用したボトルで提供すると発表
ネスレ	製品の容器包装材料を2025年までに100%再生可能あるいは再利用可能にする

資源循環経済小委員会のこれまでの議論経緯

日程	議題
令和5年8月3日	産業技術環境分科会において、『資源循環経済小委員会』の設置を了承
9月20日	第1回資源循環経済小委員会 - 趣旨、現状整理 - 主な論点の整理
11月6日	第2回資源循環経済小委員会 - 日本化学工業協会（①再生材の利用促進等） - 再生材利用の促進に関する論点等
12月13日	第3回資源循環経済小委員会 - 日本鉄鋼連盟、CLOMA、日本電機工業会（①再生材の利用促進、②循環配慮設計、③循環の可視化等） - EUにおける資源循環政策動向（ESPR、CSRD）等
令和6年1月25日	第4回資源循環経済小委員会 - 三菱電機（①再生材の利用促進、②循環配慮設計、③循環の可視化、④CEコマース等） - 三菱総研、BASFジャパン（③循環の可視化等）
2月13日	第5回資源循環経済小委員会 - 日本自動車工業会、富士フイルム（①再生材の利用促進、②循環配慮設計、③循環の可視化、④CEコマース等） - 町野委員（④CEコマース等）
3月11日	第6回資源循環経済小委員会 日本建設業連合会、日本アパレル・ファッション産業協会、電池サプライチェーン協議会（①再生材の利用促進、②循環配慮設計、③循環の可視化、④CEコマース等）
3月29日	第7回資源循環経済小委員会 - 太陽光発電協会（①再生材の利用促進、②循環配慮設計、③循環の可視化等） - 三菱総研（①再生材の利用促進等） - パナソニック（④CEコマース等）
5月9日	第8回資源循環経済小委員会 - 環境省（新法）、アビームコンサルティング（個別識別子） - 論点整理（骨子案）
6月27日	第9回資源循環経済小委員会 中間報告取りまとめ（案）議論

資源循環経済小委員会での主な論点

1. 循環資源の流通促進のあり方（含むルール化）

（1）量の確保

- ✓ 動脈側：再生材の利用促進、資源回収への参画
- ✓ 静脈側：経済性の担保

（2）質の確保

- ✓ 動脈側：循環配慮設計による易資源化等、再生材を使いこなす技術の改善
- ✓ 静脈側：選別・リサイクル技術の高度化、品質の標準化
→いずれも、動静脈相互の連携が必要

（3）循環の可視化による価値創出

- ✓ 資源情報の連携による循環促進
- ✓ 循環型製品の可視化

2. 資源節約のための取組

製品の効率的利用・CEコマース促進

「資源生産性」の向上に向けた施策の方向性

1. 自律的な循環経済の促進に向けた環境整備

- ◆ 循環指標ガイドラインの策定

2. ビジネスモデルの革新（「製品」の効率的利用・CEコマース）

- ◆ CEコマースの促進（業種指定・判断基準策定）
- ◆ トレーサビリティ促進のための個別識別子の表示の追加
- ◆ 情報連携PFの構築
- ◆ 部品レベルの循環促進

3. 製品設計の高度化（資源消費量の抑制）

（1）エコデザイン（循環配慮設計）

- ◆ 循環配慮設計のトップランナー認定制度

（2）「循環資源」の需要創出

- ◆ プラスチック等の再生材の利用に関する義務の拡充（判断基準策定・計画策定・実施状況の定期報告）
- ◆ 有用な資源を含む副産物の利用に係る義務の導入（例：車載用電池の工程端材）
- ◆ 再生材利用に関するインセンティブ付与（グリーン公共調達、各種補助制度等での優遇）

（3）「循環資源」の供給強化

- ◆ 既存のリサイクル制度（容器包装リサイクル法等）における、再生材の流通量の増加及び高品質な再生材の評価を通じた再生材市場の活性化
- ◆ 再生資源供給産業の育成（今国会で成立した環境省提出の循環資源供給高度化法）
- ◆ 再生材に関する認証制度の導入

サーキュラーエコノミー実現に向けて

- － 成長志向型の資源自律経済戦略**
- － 産官学の連携（サーキュラーパートナーズ（CPs））**
- － ルール整備**
- － プラスチック資源循環促進法**

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の概要

第204回通常国会で成立
令和3年6月11日公布
令和4年4月1日施行

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までのライフサイクル全般でプラスチック資源循環の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じる法律

設計
・
製造

【環境配慮設計指針】

- ✓ 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計（軽量化、解体容易な設計、再生材利用等）に関する指針を策定する。
- ✓ 特に優れた環境配慮設計については国が認定する。

販売
・
提供

【ワンウェイプラスチックの使用の合理化】

- ✓ ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準（消費者の意思確認の徹底、ポイント還元、代替素材への転換等）を策定する。

排出
・
回収
・
リサイクル

【市区町村の分別収集・リサイクル】… 住民によるプラスチックの分別排出

【製造・販売事業者等による自主回収・リサイクル】… プラスチック使用製品の店頭回収

【排出事業者の排出抑制・リサイクル】… オフィスや工場、店舗などが対象

- ✓ プラスチックの容器包装と製品の廃棄物等について、市区町村や事業者がプラスチック資源として回収・リサイクルすることを促していく。

プラスチック使用製品設計指針：内容

- プラスチックの資源循環を促進するためには、**設計段階での取組が不可欠**。
- 「プラスチック使用製品設計指針」は、**全てのプラスチック使用製品の設計・製造事業者が取り組むべき事項及び配慮すべき事項を定めたもの**。
- 特に**優れた設計を国が認定する制度（設計認定制度）も創設**し、認定製品の利用促進を図る。

●プラスチック使用製品製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項

(1) 構造	①減量化	②包装の簡素化
	③長期使用化・長寿命化	④再使用が容易な部品の使用 又は部品の再使用
	⑤単一素材化等	⑥分解・分別の容易化
	⑦収集・運搬の容易化	⑧破碎・焼却の容易化
(2) 材料	①プラスチック以外の素材への代替	②再生利用が容易な材料の使用
	③再生プラスチックの使用	④バイオプラスチックの利用
(3) 製品のライフサイクル評価：ライフサイクルの環境負荷等の影響の総合的な評価		
(4) 情報発信及び体制の整備：注意事項等の記載、人員確保等の体制の整備		
(5) 関係者との連携：事業者、消費者、国、地方公共団体等との相互に必要な協力		
(6) 製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定及び遵守		

特定プラスチック使用製品の対象品目と対象業種

対象製品		対象業種
①フォーク ②スプーン ③テーブルナイフ ④マドラー ⑤飲料用ストロー 		●総合スーパー、百貨店 ●コンビニ、食料品スーパー、洋菓子店 ●ホテル、旅館 ●レストラン、喫茶店 ●フードデリバリー 等
⑥ヘアブラシ ⑦くし ⑧かみそり ⑨シャワーキャップ ⑩歯ブラシ 		●ホテル、旅館 等
⑪衣類用ハンガー ⑫衣類用カバー 		●総合スーパー、百貨店 ●クリーニング店 等

目標を定め、業種や業態の実態に応じ**有効な取組を選択・実施**

✓ **提供方法の工夫：**

有料化、ポイント還元、声かけ、繰り返し使用の促進

✓ **製品の工夫：**

薄肉化、軽量化、原材料の種類（再生可能資源、再生プラスチック）の工夫、繰り返し使用可能な製品、適切な寸法の製品



プラスチック
使用量削減



紙製カトラリー